

# 前橋市ドローン等運用ガイドライン

## 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ドローン、ラジコン機等の無人航空機（以下「ドローン等」という。）の運用に関する基本方針等を定め、ドローン等を市関連事業において安全かつ有効に運用することを目的とする。

【参考】事故や災害時の捜索、救助等での運用においては、原則として関係機関からの要請等に応じて運用するものとし、「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日国空航第687号、国空機第926号）」に基づき運用するものとする。

本ガイドラインにおけるドローン、ラジコン機等の無人航空機（ドローン等）とは、航空法上の無人航空機（重量100g未満のものを除く）と同じ定義とする。

## 2 ドローン等の運用に関する基本方針

- (1) ドローン等を使用することで効果的に業務を遂行できる場合に限り、航空法等の関係法令を遵守した上で、安全を確保し、効率面にも留意しつつ運用するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等では、市民に危険を及ぼす可能性があるためドローン等は使用しない。
- (3) ドローン等の飛行等を委託する場合は、受託者に対して航空法等の関係法令の遵守や安全の確保、運用面でのルール策定・遵守を求め、それぞれを徹底させる。

## 3 ドローン等の運用手順

ドローン等を事業等で運用しようとする所属は、次の手順により進めるものとする。

### (1) 運用判断

ドローン等運用検討チェックシート（様式第1号）を用いて安全・適正面、効率面、効果面について画一的な確認や検討を行った上で、運用の可否を判断する。

### (2) 安全・適正運用

ア 「4 ドローン等の運用に当たっての留意点」を踏まえ、安全確保を第一とし、関係法令等を遵守して適正な運用に努める。

イ ドローン等の運用を委託する場合は、委託業者に対してドローン等受託者確認事項報告書（様式第2号）を提出させ、安全・適正運行の遵守を確認する。

### (3) 市民事前周知

ドローン等の運用が決まった場合、事業名、日時、場所等をドローン等使用のお知らせについて（様式第3号）により、原則として使用予定日の1週間前までに市ホームページに掲載すること等により市民に周知し、ドローン等の使用についての理解と安全確保への協力を求める。

### (4) 運用記録

ドローン等を運用した場合は、その運用結果について、ドローン等運用記録シート（様式第4号）を用いて統一的な記録を残し、事後検証に備える。

#### 4 ドローン等の運用に当たっての留意点

ドローン等を事業等で運用しようとする所属は、次の関係法令等を遵守し、適切な運用を行うものとする。

##### (1) 航空法等

国が定める法令等は、次のとおりである。

##### ア 法律

航空法（昭和27年法律第231号）

##### イ 省令

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）

##### ウ 告示

(ア) 航空法施行規則第236条の2の国土交通大臣が告示で定める年を定める告示（平成27年国土交通省告示第1141号）

(イ) 無人航空機による輸送を禁止する物件等を定める告示（平成27年国土交通省告示第1142号）

##### エ その他

(ア) 「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月総務省）

(イ) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（令和3年12月国土交通省航空局）

(ロ) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行に関するQ&A（国土交通省航空局）

(ハ) 無人航空機に係る規制の運用における解釈について（平成27年11月17日国空航第690号、国空機第930号、令和3年12月6日改正）

(ニ) 航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日国空航第687号、国空機第926号、令和3年5月31日一部改正）

(ホ) 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成27年11月17日国空航第684号、国空機第923号、令和3年12月9日改正）

(ヘ) 無人航空機の飛行に関する許可・承認に係る申請方法（国土交通省航空局）

(コ) 無人航空機登録制度（国土交通省航空局）

##### 【参考】

##### 1 飛行禁止空域（法第132条）

(1) 航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域  
空港周辺、地表又は水面から150m以上の空域

(2) 人又は家屋の密集している地域の上空

国勢調査結果の人口集中地区

※具体的な該当地区は、政府統計の総合窓口が提供している「JSTAT MAP」又は国土地理院が提供している地理院地図「人口集中地区（総務省統計局）」を利用して確認し、

詳細については国土交通省航空局に照会すること。

※国勢調査結果の人口集中地区の年度については、航空法施行規則第 236 条2に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示を確認すること。

## 2 飛行の方法（法第 132 条の 2）

- (1) 飲酒時の飛行禁止
- (2) 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行
- (3) 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行
- (4) 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止
- (5) 日中において飛行（夜間禁止）
- (6) 周囲の状況を目視により常時監視して飛行
- (7) 人又は物件との間に 30m を保って飛行
- (8) 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域で飛行
- (9) 爆発性又は易燃性を有する物件等を輸送しない
- (10) 物件を投下しない

## 3 例外（法第 132 条、第 132 条の 2）

国土交通大臣の許可等を受けた場合は、上記ア又はイにかかわらず飛行することができる。

ただし、「2 ドローン等の運用に関する基本方針(2)」により、不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等においては使用しない。

## (2) 本市独自安全基準の遵守

航空法等の規制に加え、本市の独自安全基準として、次の点を設ける。

ア 雨天、降雪、濃霧時の飛行禁止

イ 強風時（風速 5m 以上）の飛行禁止

ウ 機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置

## (3) プライバシーへの配慮

ドローン等により撮影した映像を公表する場合は、総務省が定めた『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成 27 年 9 月）』に沿ってプライバシー等に配慮を行うものとする。

## (4) 効率的な運用

ドローン等の使用は原則として一事業につき一回とするなど、運用時の効率面にも留意するものとする。

## 5 施行期日

このガイドラインは、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。

このガイドラインは、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 9 月 24 日から施行する。

このガイドラインは、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。

様式第 1 号 ドローン等運用検討チェックシート

様式第 2 号 ドローン等運行受託者確認事項報告書

様式第 3 号 ドローン等使用のお知らせ

様式第 4 号 ドローン等運用記録シート

ドローン等運用検討チェックシート

令和●●年●●月●●日

担当課	●●●●課	担当者	●●●●
-----	-------	-----	------

運用予定事業

事業名称	●●●●調査記録事業
使用日時	令和●●年●●月●●日(●)午前●●時～午前●●時
使用場所	前橋市●●町●●●番地付近(●●●●施設)
使用目的	●●●●●●●●●●の記録撮影
使用機器	機体型式、台数
登録記号	JU●●●●●●●●●●●●●●、JU●●●●●●●●●●●●●●
操作者	市直営・業務委託 (いずれかに印を付ける。)

チェック項目1 (安全面)

区分	チェック事項	
登録 (航空法第131条の3関係)	1 機器に登録記号を表示する。	<input type="checkbox"/>
	2 リモートID機能を装備する。	<input type="checkbox"/>
	3 登録の有効期間内である(登録期間: まで)。	<input type="checkbox"/>
飛行禁止区域 (航空法第132条関係)	1 空港周辺、地表又は水面から150m以上の空域に該当しない。	<input type="checkbox"/>
	2 人又は家屋の密集地域(国勢調査人口集中地区)上空に該当しない。 ※国勢調査人口集中地区の年度については、航空法施行規則第236条2に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示を確認すること。	<input type="checkbox"/>
	上記のいずれかに該当し大臣許可を申請する理由 ●●●●で必要があるため。	
飛行方法 (航空法第132条の2関係)	1 飲酒時の飛行禁止	<input type="checkbox"/>
	2 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行	<input type="checkbox"/>
	3 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行	<input type="checkbox"/>
	4 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止	<input type="checkbox"/>
	5 日中における飛行である。(夜間飛行禁止)	<input type="checkbox"/>
	6 周囲の状況を目視により常時監視して飛行する。	<input type="checkbox"/>
	7 人又は物件との間に30mを保って飛行する。	<input type="checkbox"/>
	8 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空では飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	9 爆発性又は易燃性を有する物件等を輸送しない。	<input type="checkbox"/>
	10 物件を投下しない。	<input type="checkbox"/>
	11 航空法第132条の2第2項第1号で定める飛行を行う。 ※5から10のいずれかに該当しない場合 上記のいずれかに該当し大臣承認を申請する理由(8は申請不可) ●●●●で必要があるため。	<input type="checkbox"/>
本市独自安全基準	1 雨天、降雪、濃霧時は飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	2 強風時(風速5m以上)は飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	3 機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置する。	<input type="checkbox"/>
プライバシー保護 (撮影映像を公表する場合)	総務省の『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』に沿ったプライバシー等への配慮がなされている。	<input type="checkbox"/> (映像非公表 <input type="checkbox"/> )

チェック項目2（効率面）

過去に同一事業で使用していない。	<input type="checkbox"/> （チェックが入らない場合は下に理由を記載）
再度使用する理由	●●で必要があるため。

チェック項目3（効果面）

ドローン等を使用することによる効果	
・ドローンによって上空から撮影することによって、●●●●の様子を、鳥瞰図的に記録することができ、容易に高度を変えて多角的に記録することができる。	

## ドローン等受託者確認事項報告書

令和●●年●●月●●日

(宛先) 前橋市長

受託者 所在地  
 商号又は名称  
 代表者の氏名  
 電話番号

下記の受託事業に関して、次のとおり報告します。  
 なお、下記その他、飛行エリア周辺の安全を確保し、契約事項、関係法令等を遵守してドローン等の適切な運用を行います。

## 受託事業

市担当課	●●●●課
事業名称	●●●●調査記録事業
使用日時	令和●●年●●月●●日(●) 午前●●時～午前●●時
使用場所	前橋市●●町●●●番地付近(●●●●施設)
使用目的	●●●●●●●●の記録撮影
使用機器	機体型式、台数
登録記号	JU●●●●●●●●●●●●●●、JU●●●●●●●●●●●●●●
従事者	(現場監視担当者)、(飛行操作担当者)、(撮影操作担当者) ※上記の他、現場責任者を明記すること。 ※現場監視担当と機材操作担当の兼務は不可とする。

## 報告事項(受託業務関連)

区分	チェック事項	チェック
登録 (航空法第131条の3関係)	1 機器に登録記号を表示する。	<input type="checkbox"/>
	2 リモートID機能を装備する。	<input type="checkbox"/> (免除 <input type="checkbox"/> )
	3 登録の有効期間内である(登録期間: まで)。	<input type="checkbox"/>
飛行禁止区域 (航空法第132条関係)	1 空港周辺、地表又は水面から150m以上の空域で飛行しない。	<input type="checkbox"/> (大臣許可 <input type="checkbox"/> )
	2 人又は家屋の密集地域(国勢調査人口集中地区)上空に該当しない。 <small>※国勢調査人口集中地区の年度については、航空法施行規則第236条2に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示を確認すること。</small>	<input type="checkbox"/> (大臣許可 <input type="checkbox"/> )
飛行方法 (航空法第132条の2関係)	1 飲酒時の飛行禁止	<input type="checkbox"/>
	2 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後の飛行	<input type="checkbox"/>
	3 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法による飛行	<input type="checkbox"/>
	4 他人に迷惑を及ぼすような方法での飛行禁止	<input type="checkbox"/>
	5 日中における飛行である。(夜間飛行禁止)	<input type="checkbox"/> (大臣承認 <input type="checkbox"/> )
	6 周囲の状況を目視により常時監視して飛行する。	<input type="checkbox"/> (大臣承認 <input type="checkbox"/> )
	7 人又は物件との間に30mを保って飛行する。	<input type="checkbox"/> (大臣承認 <input type="checkbox"/> )

	8 多数の者の集合する催しが行われている場所の上空では飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	9 爆発性又は易燃性を有する物件等を輸送しない。	<input type="checkbox"/> (大臣承認 <input type="checkbox"/> )
	10 物件を投下しない。	<input type="checkbox"/> (大臣承認 <input type="checkbox"/> )
本市独自 安全基準	1 雨天、降雪、濃霧時は、飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	2 強風時（風速5m以上）は、飛行しない。	<input type="checkbox"/>
	3 機体やカメラ等の操作をしない現場監視者を配置する。	<input type="checkbox"/>
プライバシー保護 （撮影映像を公表する場合）	総務省の『「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン』に沿ったプライバシー等への配慮がなされている。	<input type="checkbox"/> (映像非公表 <input type="checkbox"/> )

ドローン等使用のお知らせ

ドローン等（無人航空機）を市関連事業で使用しますので、お知らせします。  
 関係法令等を遵守し、安全で適正な運用に努めますので、使用についてご理解をお願いします。

ドローン等使用予定事業

事業名称	●●●●調査記録事業
使用日時	令和●●年●●月●●日（●）午前●●時～午前●●時
使用場所	前橋市●●町●●●番地付近（●●●●施設）
使用目的	●●●●●●●●●●の記録撮影
使用台数	●台
操作者(委託先)	所在地 ●●県●●市●●町●●番●●号 名称 ●●●●●●●●●●
お問い合わせ先	●●●●課
電話番号	027-898-●●●●

ドローン等運用記録シート

担当課	●●●●課	担当者	●●●●
-----	-------	-----	------

運用事業

事業名称	●●●●調査記録事業
使用日時	令和●●年●●月●●日(●) 午前●●時～午前●●時
使用場所	前橋市●●町●●●番地付近(●●●●施設)
使用目的	●●●●●●●●の記録撮影
使用機器	機体型式、台数
登録記号	JU●●●●●●●●●●●●●●、JU●●●●●●●●●●●●●●
操作者	市直営・業務委託 (いずれかに印を付ける)  (市直営の場合) 現場監視担当者 飛行操作担当者 撮影操作担当者  (業務委託の場合) 業務委託先 所在地 ●●県●●市●●町●●番●●号 名称 ●●●●●●●●●● 代表者 代表取締役社長 ●●●●● 連絡先 ●●●●-●●●●-●●●●●● (担当者 ●●●) 現場監視担当者 飛行操作担当者 撮影操作担当者

運用結果

天候	晴れ
成果物	CD-ROM(写真ファイル)1枚
活用方法	●●●●●の検討資料として活用予定
特記事項	※通常 異常なし  ※事故発生時 【事故の概要】 ・●●●●●の撮影時(午前●時●●分頃)に操作不能になり、●●付近に落下した。 【被害等の状況】 ・人的な被害なし。その他も当該ドローン以外は破損等がなかった。 【事故原因】 ・●●●でドローン機体の●●●に異常が生じ、操作不能に陥ったこと。 【事故後の対応】 ・運営業者へ事故詳細報告と事故原因究明を指示した。 ・事故概要について、市議会議員やマスコミに報告した。(●/●●) 【事故を踏まえた見直し、改善点】 ・●●●の確認を徹底する。